

3 6 吉野・仁淀川広域流域

高知地域森林計画書

(高知森林計画区)

計画期間

自 令和 2年4月 1日

至 令和12年3月31日



高 知 県

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

林業振興・環境部 森づくり推進課

参事兼課長	櫻井祥一
課長補佐	大黒学
課長補佐兼チーフ (計画・森林管理システム推進担当)	戸田篤
主幹	板井拓司
主幹	山本仁
主幹	田野下弘典
専門員	山中孝司

2 樹立に従事した期間

平成31年4月～令和元年12月

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的背景	
(2) 社会経済的背景	
(3) 森林・林業の概要	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II 計画事項	11
第1 計画の対象とする森林の区域	11
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	12
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	12
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	15
第3 森林の整備に関する事項	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	15
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	16
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	18
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	

(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	21
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6)	その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	23
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	24
1	森林の土地の保全に関する事項	24
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4)	その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	25
(1)	保安林の整備に関する指針	
(2)	保安施設地区の指定に関する指針	
(3)	治山事業の実施に関する事項	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
(5)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	25

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	26
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	27
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計分量等	28
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	28
2 間伐面積	28
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	28
4 林道の開設及び拡張に関する計画	29
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	33
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	35
第7 その他必要な事項	36
1 保安林その他制限林の施業方法	36
2 その他必要な事項	41
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概要	42
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況	45
(1) 特定保安林の指定状況	
(2) 荒廃地等の面積	

(3) 森林の被害	
3 林業の動向	46
(1) 保有山林規模別経営体数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	
(5) 林業事業体等の現況	
(6) 林業労働力の概況	
(7) 林業機械化の概況・高性能林業機械の導入状況	
(8) 作業路網等の整備の概況	
4 前期計画の実行状況	48
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林・天然更新別面積	
(4) 林道の開設及び拡張の数量	
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
ア 保安林の種類別の面積	
イ 保安施設地区の面積	
ウ 治山事業の数量	
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	49
(1) 森林より森林以外への異動	
(2) 森林以外より森林への異動	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

全国森林計画の吉野・仁淀川広域流域に属している本計画区は、県の中東中部に位置し、北及び西は嶺北仁淀森林計画区界、東は安芸計画区界と接する県都高知市に流下する鏡川水系と西に隣接する仁淀川水系、県三大河川の一つ物部川水系を中心に対象区域とした、4つの市からなる総面積109,862haの区域です。



(物部川)



(永瀬ダム)

ア 気 候

気候は、平均気温（平年値）16.3℃、2018年の平均日最高気温32.2℃（8月）、平均日最低気温（1月・2月）マイナス0.2℃と年較差は比較的大きく年間降水量（平年値）2,577mmであり、樹木の生育には適しています。

イ 地 勢

地形は、徳島県境に三嶺（1,894m）、石立山（1,708m）、綱附森（1,643m）、嶺北仁淀計画区境に鉢ヶ森（1,270m）、笹ヶ峰（1,131m）等の高峰群からなり、急峻です。

主な水系は鏡川、物部川であり、いずれも高知平野に流れています。また、鏡ダム、永瀬ダム等があり、豊富な水資源は高知市等の生活や産業に大きく寄与しています。

ウ 地 質

地質は、三波川帯、秩父帯及び四万十帯に属し、北東から南西の方向に各種の地層が横列しています。

嶺北仁淀計画区の東南部に隣接する本計画区の北部には、白木谷層、上八川層が位置しています。次いで、中央部には、物部川に並行して日比原層、高岡層、柚ノ木層等が極めて複雑に入り込んでおり、南部には、虚空蔵山層及び四万十帯の葉山層が並行しています。また、両河川の河口平野部は沖積層に覆われています。

エ 森林土壌

森林立地区分では、計画区北西部及び南西部の四国山地を脊梁とする中部山地に属し、土壌は適潤性褐色森林土が主体で、赤・黄色土はわずかです。また、比較的標高の低い計画区中央部及び南部は、中部低山地に属し、赤・黄色土壌が約半数を占め、乾性土壌も多く、森林の生産力は劣る地域です。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、109,862haで、県土総面積710,363haの約15%を占めており、その土地利用の状況は次のとおりです。

区 分		高知計画区		高 知 県	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
森	民有林	63,440	58%	468,325	66%
	国有林	14,107	13%	126,007	18%
林	小 計	77,547	71%	594,332	84%
農 地		8,690	8%	27,400	4%
そ の 他		23,625	22%	88,631	12%
合 計		109,862	100%	710,363	100%

- 注) 1 総土地面積は、平成30年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）。
 2 農地面積は、農林水産省「作物統計調査」耕地面積（平成31年2月公表）。
 3 森林面積は、令和元年度高知県林業振興・環境部、令和元年度四国森林管理局資料。

イ 交 通

本計画区には、JR土讃線や土佐くろしお鉄道、ごめんなはり線のほか、高知自動車道や高知東部自動車道の高速道路、国道32号、国道33号、国道55号、国道56号、国道194号、国道195号などの道路網が整備されており、地域の経済活動及び大規模自然災害発生時の緊急輸送等において大きな役割を担っています。

ウ 人口の動態

平成27年国勢調査による本計画区内の人口は、445,646人で、県総人口の728,276人の約61%を占めています。

平成22年国勢調査と比較すると、県全体で36,180人、本計画区で9,815人と、ともに減少となっています。

エ 産業の動向

本計画区内の産業の概要を総生産額と就業者数で見ると次のとおりであり、県平均と比較して第3次産業の比重が高く、第1・2次産業のウェイトが低くなっています。また、第3次産業の総生産額と就業者数は、本計画区合計の7割以上を占めており、主要な産業として位置づけられています。

区分	総生産額	比率	就業者数	比率	
	(百万円)	(%)	(人)	(%)	
1次産業	農業	24,400	1.6%	11,014	6.0%
	林業	1,038	0.1%	510	0.3%
	水産業	850	0.1%	328	0.2%
	小計	26,288	1.7%	11,852	6.4%
2次産業	233,322	14.8%	29,984	16.3%	
3次産業	1,303,819	82.9%	142,164	77.3%	
合計	1,572,412	100.0%	184,000	100.0%	

区分	総生産額	比率	就業者数	比率	
	(百万円)	(%)	(人)	(%)	
1次産業	農業	67,385	2.8%	30,337	9.7%
	林業	8,818	0.4%	2,951	0.9%
	水産業	18,139	0.7%	3,635	1.2%
	小計	94,342	3.9%	36,923	11.8%
2次産業	407,633	16.8%	53,755	17.2%	
3次産業	1,903,637	78.7%	222,070	71.0%	
合計	2,419,434	100.0%	312,748	100.0%	

注) 1 総生産額

平成28年度市町村経済統計。(高知県統計分析課)

合計欄は、輸入税、帰属利子等を除くため一致しない。

2 就業者数

平成27年度国勢調査。

合計欄は、分類不能の産業を除く。

(3) 森林・林業の概要

ア 地域森林計画対象森林の概要

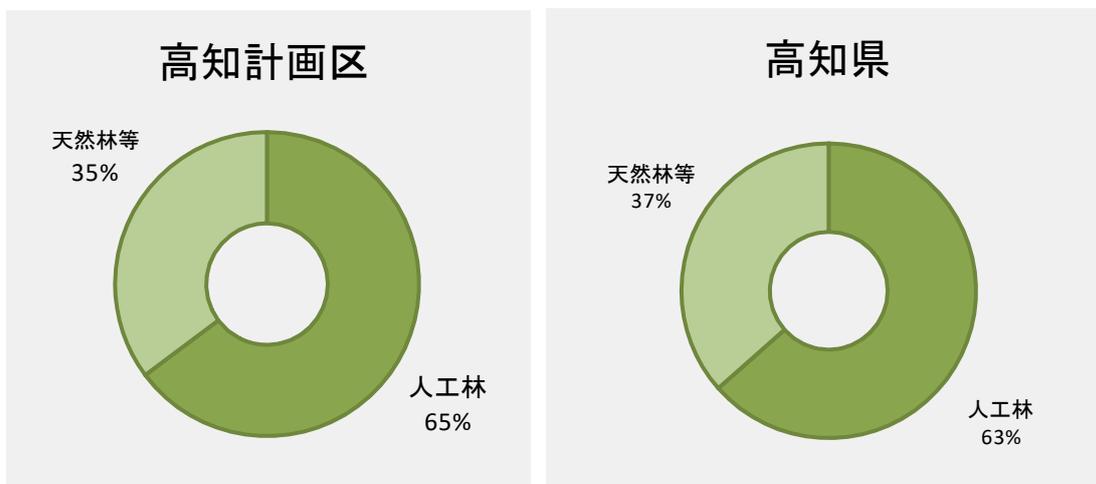
本計画区の森林面積は、77,547haであり、その内訳は国有林が14,107ha、本計画の対象森林である民有林が63,440haとなっています。

民有林のうちスギ・ヒノキを主体とする人工林の面積は、41,102ha(人工林率約65%)で、県平均の人工林率約63%を上回っています。

また、人工林の中に占めるスギの割合は、52%と県平均よりも高くなっていますが、ヒノキの割合は46%で県平均を下回っています。

人工林の針葉樹の単位面積あたり蓄積は、県平均を上回っており、資源が成熟しています。

人工林・天然林の割合



人工林面積の内訳

区分	面積 (ha)	比率 (%)
スギ	21,216	52%
ヒノキ	18,998	46%
マツ	676	2%
その他	212	1%
人工林計	41,102	100%

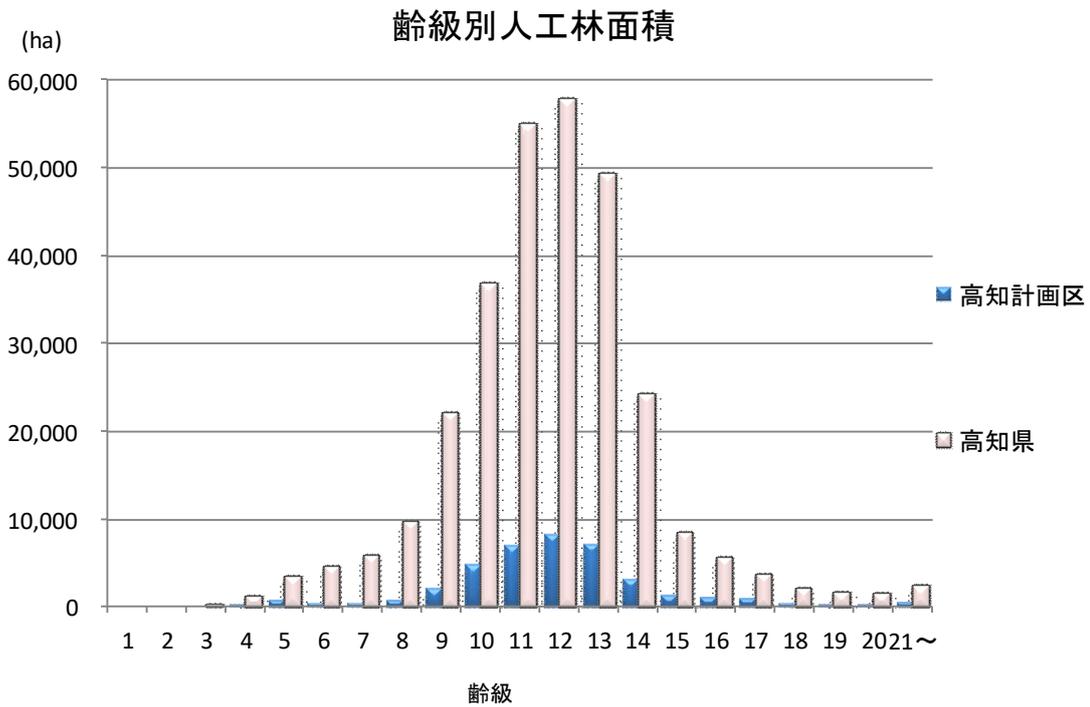
区分	面積 (ha)	比率 (%)
スギ	123,076	41%
ヒノキ	166,082	56%
マツ	5,567	2%
その他	2,551	1%
人工林計	297,277	100%

注) 計は端数処理の関係で内訳と一致しない。

1 ha当たりの蓄積量

区分	人工林(針葉樹)	天然林
ha当り蓄積 (m3)	527	138

区分	人工林(針葉樹)	天然林
ha当り蓄積 (m3)	524	136



高知計画区

区分	面積 (ha)	比率
7 齢級以下	1,997	5%
8 齢級以上	39,105	95%
人工林計	41,102	100%

高知県

区分	面積 (ha)	比率 (%)
7 齢級以下	15,757	5%
8 齢級以上	281,519	95%
人工林計	297,277	100%

注) 計は端数処理の関係で内訳と一致しない。

イ 森林組合の概要

平成30年3月現在、本計画区の森林組合は3組合で、その規模は、組合員所有森林面積16,235ha（県平均）以上が1組合、払込済出資金88,795千円（県平均）以上が2組合、常勤役員10人（県平均）以上が1組合、作業班員32人（県平均）以上が2組合となっています。

高知おおとよ製材（株）やバイオマス発電所の本格的稼働により、原木の需要量が大幅に拡大しており、高性能林業機械の導入など供給体制を整えています。

また、今後、森林組合が引き続き地域林業の担い手となっていくためには、集約化・合意形成に取り組むうえで、森林経営計画の策定と着実な森林施業の実施が求められます。

ウ 木材の生産・流通・加工の概要

県内でも成熟した資源を有する本計画区内の素材生産活動は、計画区域全体で素材生産事業体数は26、素材生産量は56千 m^3 （民有林36千 m^3 ）となっています。

原木市場は、民間の経営する市場と県森連系統のストックヤードで併せて3市場あり、57千 m^3 を取り扱っています。

製材工場は16工場あり、製材用素材入荷量は9千 m^3 、製材品出荷量は6千 m^3 （内建築用材4千 m^3 ）となっています。



素材生産（物部森林組合）

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

（1）伐採立木材積

主伐230千 m^3 、間伐471千 m^3 の計画に対し、実行は、主伐133千 m^3 （58%）、間伐373千 m^3 （79%）でした。今後、木材自給率の向上を目指すためにも、森林の公益的機能の発揮を保ちつつ木材生産性の向上と原木の増産が必要となります。

（2）人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は230haの計画に対し、実行は87ha（38%）でした。これは、木材価格の長期低迷やシカ等による獣害のため、造林初期の投資費用が増大していることが影響していると考えられます。

また、天然更新は273haの計画に対し、主伐伐採量の減少に伴い実行は150ha（55%）でした。

(3) 林道の開設又は拡張

開設延長は17kmの計画に対し、実行は2.8km（16%）でした。

また、拡張箇所は128箇所の計画に対し、実行は7箇所（5%）でした。

開設の実行が低迷した理由としては、公共事業の削減や、急峻な地形を要因とする開設単価の抑制難のため、十分な林道の延伸には至っていないことが考えられます。

(4) 保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備

ア 保安林の指定又は解除

水源かん養保安林は130haの指定計画に対し、実行は26ha（20%）でした。また、土砂流出防備保安林は75haの指定計画に対し、実行は39ha（52%）でした。

イ 治山事業

溪間工、山腹工等29箇所の計画に対し、実行は23箇所（79%）でした。今後も地域住民の安全と森林の保全に寄与するよう事業を推進します。

ウ 要整備森林の整備

該当ありません。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区の森林資源は、戦後の積極的な拡大造林の結果、民有林の65%に相当する41,102haの人工林が造成されました。その齢級構成は、8齢級以上の林分が95%を占めており、資源として本格的な利用が可能となっています。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえながら、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととします。また、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおりとします。

(1) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持

増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、立地条件や地域のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

(2) 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

(3) 快適環境形成機能

地域に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

(4) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

(5) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

(6) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

(7) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。



(物部ストックヤード)



(香美ストックヤード)

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		63,439.85	
市別内訳	高知市	16,932.52	
	南国市	5,530.06	
	香南市	7,210.58	
	香美市	33,766.69	

注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3 森林計画図の縦覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課及び高知県中央東林業事務所です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

機能別森林の各機能を高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

ウ 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

．単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	41,224	40,978
	育成複層林	36	282
	天然生林	22,180	22,180
森林蓄積		385	422

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為^{註1}により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又

は同一空間において複数の樹冠層^{註2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 天然生林は、主として天然力^{註3}を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・マツ類等からなる森林。なお、未立木地、竹林等を含む。

注1「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

注3「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

該当ありません。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮することとします。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行なうこととします。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとします。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下記の通り定めます。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年	10年	15年

(3) その他必要な事項

該当ありません。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然条件に適合するとともに、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとします。

人工造林をすべき対象樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や成長が優れたものの導入や少花粉等の花粉源対策に資する苗木等の採用に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法については、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定めるものとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、次表の「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

地拵えは、全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に植生を残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮するものとします。

植え付け方法は、気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法等を勘案して植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入とともに、コンテナ苗の活用についても努めるものとします。

また、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）
スギ・ヒノキ	疎仕立て	2,000本
	中仕立て	3,000本
	密仕立て	4,500本
広葉樹	—	2,000本

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため植林によらなければ確実な更新が困難な森林及びそれ以外で森林資源の造成のために植林を行う場合、皆伐によるものは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を目安として定めるものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、クヌギ、ナラ類等を主体とします。なお、クヌギ、ナラ類等については、ぼう芽更新が可能です。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の期待成立本数は6,000本、天然更新すべき立木の本数は1,800本とします。

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。

また、以下のような早期の更新が特に期待できない森林等については、更新補助作業又は植栽により更新を確保することとします。

- ・種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植え込みを行うものとします。

更新状況の確認については、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

なお、この指針に基づき市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範を定めるものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保するため、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を定めるものとします。ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除きます。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

該当ありません。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、下表に示す内容を基本とします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められます。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	55	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	55	
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育方法を勘案して、必要な事項を定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められます。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数	備考
下刈り	スギ	1年生～7年生まで必要に応じて実施	5～8月
つる切り	ヒノキ	5年生～12年生の間に1、2回必要に応じて実施	
除伐	マツ	10年生～18年生の間に1、2回必要に応じて実施	

(3) その他必要な事項

該当ありません。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林に関する指針は、下記のとおりとします。なお、個々の森林において発揮が求められる機能が複数ある場合、公益的機能別施業森林の区域が重複することも認められます。その際、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

ア 区域の設定の基準

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に対して区域を設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、下記に該当する森林について区域を設定します。

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。具体的には皆伐による面積の規模を縮小するものとします。また、主伐は標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小又は回避を図るとともに、天然力も活用した施業を推進することとします。

具体的には、複層林施業を基本とし、各機能森林について、特に公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべきと判断される森林については、択伐による複層林施業を推進するものとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業をすべき森林とします。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能である場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定を行います。

なお、設定を行う区域内において(1)の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等については、3の「(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に示した表のとおりとします。

(3) その他必要な事項

該当ありません。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなりま

す。林道等路網の開設及び改良については、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に
必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の
特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、路網の選択及び組み合わせを行うものとします。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせることにより低コストで効率的な作業システムに対応し
たものとします。

自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化
させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。

○基幹路網の現状

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	99	344
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた「路網密度の水準」は、
下表のとおりです。作業システムについては、「路網密度の水準」を踏まえた路網と高性能林業機
械を組み合わせることにより効率化及び低コスト化を目指すものとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

効率的な木材生産を期待できる地域で、地形・地質に配慮しながら、林道、森林作業道等の路網
を整備し、施業集約化と併せた低コスト森林施業に取り組みます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年
4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第
602号林野庁長官通知）、森林作業道作設指針（平成22年11月17日22林整第656号林野庁長官通知）

に基づき県が作成する指針を基本とします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当ありません。

(6) その他必要な事項
該当ありません。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を進めるものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進を行うものとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事するものの養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善、林業就業者のキャリア形成支援等、林業に従事する者の養成及び確保に努めます。

また、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上等の事業の合理化等による林業経営基盤の強化を一体的、総合的に促進することに努めます。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて下記の表を規範として、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を目指すこととします。

地形や搬出などの諸条件により、下記の表に適合しない場合にあっては、生産効率等が同等レベルである作業システムを目指すものとします。

傾斜	伐木	造材	集材
0～20°	チェーンソー	プロセッサ	車両系 フォワーダ、トラック
20～30°	チェーンソー	プロセッサ	車両系 直引 架線系 ランニングスカイライン タワーヤーダ
30° 以上	チェーンソー	プロセッサ	架線系 H型集材、タワーヤーダなど

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

新たな市場となる非住宅建築物などの木造化、木質化を促進するため、製材品の乾燥やJAS規格への対応等に取り組み、品質・性能の確かな製材品を安定的に供給できる体制整備を進めます。

また、現在の流通の複雑な仕組みを、IoTなどを活用した在庫等の情報共有や事業者間のコーディネート等により、川上から川中・川下までの事業者の連携による流通の仕組みの効率化、低コスト化に取り組み、競争力の向上を図っていきます。

(6) その他必要な事項

該当ありません。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

該当ありません。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じ必要最小限の規模にとどめることとします。

また、森林のもつ災害防止等の機能を維持するために、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設ける等十分な土地の保全に留意することとします。

- (4) その他必要な事項
該当ありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する指針

保安林については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とし、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する指針

保安林の配備を計画的に推進することで、健全な森林資源の維持造成を図る方針であり、保安施設地区設定の計画はありません。

(3) 治山事業の実施に関する事項

保安林の整備及び保全を図ることを基本とし、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化のため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、本数調整伐等の森林整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進します。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容、当該地方の林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものをその対象とします。したがって、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適當な森林、例えば治山事業の対象地等は、その対象としません。

(5) その他必要な事項

保安林制度に対する認識不足等により林地の転用が行われることがありますので、今後、パンフレットの活用等により、保安林制度について広く周知することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し野ねずみを含む森林病虫害の早期発見及び対処に努めます。特に、松くい虫による被害を終息させるため、薬剤の地上散布等適切な防除措置を取るとともに、既に被害を受け感染源となるおそれのある松林については、樹種転換を推進します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切な対応を促進します。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防のため、防火線、防火樹帯等の設置を促進するとともに、森林施業を行う事業者等に対し呼びかけを行う等、林野火災予防の意識の啓発に努めることとします。

また、森林病虫害の駆除等のために行う火入れについては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い実施するものとします。

(4) その他必要な事項

森林所有者等による巡視等を促すことで、日常的に森林の保護が図られるよう努めることとしま

す。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつその森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

また、区域の設定に当たっては、保健保安林等を優先するものとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐や除伐等の保育を積極的に行うものとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。また、施設に係る建築物の高さを自然との調和の観点から平均樹高以下とするため、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）を定めるものとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境に配慮しながら、森林の保全と併せて森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,752	1,652	100	702	602	100	1,050	1,050	-
うち前半5年分	927	880	47	334	287	47	593	593	-

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	8,492
うち前半5年分	4,795

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	770	965
うち前半5年分	368	466

4 林道の開設及び拡張に関する計画

高知市

単位（延長：m 面積：ha）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図番号	備考
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		杉谷	4 箇所 3 箇所	87	— —		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		東谷	1 箇所 242 6 箇所 3 箇所	136	— ○ —		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		吉原西岸	3 箇所 2 箇所	153	— —		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		オオモト	6 箇所 2 箇所	177	○ ○		
拡張	自動車道 (法面保全)		大利	1 箇所	34	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		狩山	3 箇所 2 箇所	169	○ —		
拡張	自動車道 (法面保全)		ガニ越	2 箇所	31	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		岩ヤガサコ	8 箇所 3 箇所	145	— —		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		イノウチ	1 箇所 1,976 6 箇所 1 箇所	278	○ ○ ○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		正木	2 箇所 6 箇所	210	○ ○		
拡張	自動車道 (局部改良)		コモリ	1 箇所	33	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		桑尾	1 箇所 2 箇所	107	— —		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		寺屋敷	2 箇所 3 箇所	331	— —		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		ヤケダキ	3 箇所 8 箇所	118	○ ○		
開設 計				- 路線 - m				
拡張 計			舗装 法面保全 局部改良	14 路線 2 箇所 2,218 m 47 箇所 36 箇所				

香美市

単位(延長:m 面積:ha)

開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		立花南池	2,000	592	○	①	
開設	自動車道		河口落合	8,000	2,427	○	②	
開設	自動車道		押谷	1,300	459	○	③	
開設	自動車道		影仙頭	1,400	224	○	④	
開設	自動車道		塩谷	1,200	41	—	⑤	
開設	自動車道		熊押	1,280	151	—	⑥	
開設	自動車道		高尾天王	1,350	39	—	⑦	
開設	自動車道		安野尾	7,000	291	—	⑧	
開設	自動車道		御在所	400	580	○	⑨	
開設	自動車道		美良布・岩改	500	188	○	⑩	
拡張	自動車道 (法面保全) (幅員改良) (橋梁改良)		西熊	10箇所 1箇所 2箇所	1,919	— — ○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		亀ヶ峠	5箇所 3箇所 1箇所	324	— — —		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		押谷	1箇所 4,212 2箇所 1箇所	459	○ — ○		
拡張	自動車道 (法面保全)		黒代五王堂	2箇所	37	—		
拡張	自動車道 (法面保全)		西熊別府	3箇所	4,504	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		大栃	5箇所 4箇所	2,437	○ ○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		立花南池	1箇所 2,500 3箇所	592	○ —		
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		岡ノ内別府	3箇所 3箇所	1,056	— ○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		河口落合	3箇所 6,000 10箇所 3箇所	2,427	○ ○ —		
拡張	自動車道 (法面保全)		中尾	4箇所	55	—		
拡張	軽車道 (舗装) (法面保全)		仁尾ヶ谷	1箇所 2,870 1箇所	229	— —		
拡張	自動車道 (法面保全)		中内和久保	2箇所	248	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		中津尾	2箇所 2箇所	122	— ○		
拡張	自動車道 (法面保全)		平井	3箇所	81	○		
拡張	自動車道 (舗装)		影仙頭	1箇所 3,000	224	○		

香美市

単位（延長：m 面積：ha）

拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良) (局部改良)	宇筒舞	1箇所 5,000 3箇所 2箇所 3箇所	1,919	— — ○ ○		
拡張	自動車道 (局部改良)	妙見谷	2箇所	146	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	拓	1箇所	139	—		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	笹笹上	1箇所	625	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	栃本	1箇所	133	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	則友	1箇所	390	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	中内和久保	1箇所	248	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	上蕨生	1箇所	368	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	楮佐古松床	1箇所	44	—		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	中ノ川	1箇所	192	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)	西又河野	2箇所 9箇所 16箇所	4,306	— ○ ○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)	大谷	1箇所 956 3箇所 2箇所	194	— — —		
拡張	自動車道 (幅員改良) (橋梁改良)	轟	1箇所 1箇所	63	— —		
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)	谷相	35箇所 1箇所	1,309	○ ○		
拡張	自動車道 (幅員改良)	鍋倉	1箇所	70	—		
拡張	自動車道 (幅員改良)	日ノ御子	1箇所	32	—		
拡張	自動車道 (舗装)	美良布・岩改	1箇所 2,600	188	○		
拡張	自動車道 (舗装)	御在所	1箇所 2,916	580	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	影の谷	1箇所	194	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	坂谷	1箇所	85	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	甫喜ヶ峰疎水	1箇所	35	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	穴内	1箇所	62	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)	樫ノ谷	3箇所	359	○		

香美市

単位（延長：m 面積：ha）

開設 計		10 路線 24,430 m				
拡張 計	舗装 法面保全 局部改良 幅員改良 橋梁改良	38 路線 11 箇所 30,054 m 98 箇所 19 箇所 4 箇所 51 箇所				

高知計画区計

開設	10 路線	24,430 m	
拡張	52 路線	32,272 m	268 箇所

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半 5年分	備考
		総数（実面積）	
水源涵養のための保安林	12,226	12,182	
災害防備のための保安林	1,408	1,374	
保健、風致の保存等のための保安林	305	305	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しません。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除別	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん 養保安林	香南市	香我美町撫川 他	8	4	水源のかん養の 目的を達成する ため必要がある 森林について 指定します。	
		香美市	香北町川ノ内 他	70	35		
		高知市	土佐山西川 他	10	5		
	計		88	44			

単位 面積：ha

指定解除別	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	土砂流出防備保安林	香南市	香我美町舞川 他	12	6	災害の防備の目的を達成するため必要がある森林について指定します。	
		香美市	香北町白川 他	22	11		
		高知市	土佐山桑尾 他	22	11		
		南国市	亀谷 他	12	6		
	計		68	34			

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分			
	伐採の方法の変更	皆伐面積の変更	間伐率の変更	植栽の変更
水源涵養のための保安林	—	—	7,446	4,769
災害防備のための保安林	—	—	752	496
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	—	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
香南市	香我美町撫川 他	4	2	溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐	
香美市	香北町河野 他	48	24		
高知市	鏡吉原 他	40	20		
南国市	黒滝 他	4	2		
合計		96	48		

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 保安林その他制限林の所在及び面積

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	備考
	市町村	区域 (林班番号)		
水源かん養 保安林	高知市	(旧鏡村) 13, 15~28, 40~44, 47~50, 59~61	2,442	
		(旧土佐山村) 6~12, 19~20, 22~23, 25~33, 35, 36, 42~49, 51~52		
	南国市	43, 51~67, 74	862	
	香南市	(旧香我美町) 35, 53, 59	166	
		(旧夜須町) 40, 43		
	香美市	(旧土佐山田町) 9, 10, 12~14, 77~78, 85, 88~91, 102~110, 113~114, 116, 116~121, 123~127, 132~130, 132~135	8,668	
		(旧香北町) 19~22, 24~49, 52, 59~63, 123, 126~132, 137~140		
(旧物部村) 5~11, 26~43, 45, 51~71, 58~71, 75~76, 90, 93~95, 97~98, 100~102, 104~106, 113~114, 117~119, 122~149, 151~152, 156, 158~162, 168, 170~172, 175~178, 201, 213, 222				
計		12,138		
土砂流出防 備保安林	高知市	(旧高知市) 5, 8, 12, 25, 28, 34~36, 47, 55, 62, 71, 78, 87, 112	174	
		(旧鏡村) 6~10, 13, 17~20, 23, 28, 31, 34, 39, 41~42, 44, ~46, 70		
		(旧春野町) 6~7		
		(旧土佐山村) 1, 6, 9, 11, 12, 18, 39, 50, 66, 68, 72~74		
	南国市	5, 15, 17, 23, 25, 31, 35, 73~74, 81, 83, 86, 87	74	
	香南市	(旧香我美町) 1, 24, 40, 45, 49, 70, 75	12	
		(旧夜須町) 20, 35		
	香美市	(旧土佐山田町) 1, 3, 5~7, 9~17, 19~25, 27~28, 31, 35~36, 41, 43, 46~47, 67, 86, 97~98, 100, 135	1,045	
		(旧香北町) 1, 4, 5, 6, 10, 12, 17, 18, 21, 27, 30, 32~33, 41, 43~44, 47, 50~51, 54~55, 57~59, 60, 64~72, 74~78, 80~86, 88~90, 108, 111~113, 115~117, 122, 124, 136		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	備考
	市町村	区域 (林班番号)		
土砂流出防備保安林	香美市	(旧物部村) 1~2, 6, 12~26, 29, 32~35, 43~45, 49~50, 56~57, 60, 62, 67, 70, 72, 74~77, 80~82, 89, 91~93, 96, 99, 102, 103, 108~109, 114, 117~120, 124~125, 128~129, 131~134, 137~138, 140~149, 151, 153~155, 158~159, 163~165, 176, 181~182, 187, 206, 211, 214, 216, 218, 220		
	計		1,305	
土砂崩壊防備保安林	香美市	(旧物部村) 74, 182	3	
	計		3	
飛砂防備保安林	南国市	7, 8	2	
	計		2	
水害防備保安林	高知市	(旧春野町) 8	1	
	計		1	
潮害防備保安林	高知市	(旧高知市) 1, 109	13	
		(旧春野町) 6		
	香南市	(旧香我美町)	3	
		(旧夜須町) 1		
計		16		
干害防備保安林	香美市	(旧物部村) 8, 9	13	
	計		13	
魚つき保安林	香南市	(旧香我美町)	2	
		(旧夜須町) 20, 21		
	計		2	
保健保安林	高知市	(旧高知市) 5, 13	83	
		(旧鏡村)		
		(旧土佐山村) 22~23, 27~28		
	香美市	(旧土佐山田町) 10, 12~13, 88, 90~91	114	
		(旧香北町) 61		
		(旧物部村) 122		
計		197		
風致保安林	高知市	(旧高知市) 1, 3, 4, 12~14, 31, 104, 107~109	106	
	計		106	

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	備考
	市町村	区域（林班番号）		
国定公園第二種特別地域	香美市	(旧物部村) 120～123	32	
	計		32	
国定公園第三種特別地域	香美市	(旧物部村) 122～124	112	
	計		112	
県立自然公園第一種特別地域	高知市	(旧土佐山村) 27, 28	13	
	計		13	
県立自然公園第二種特別地域	高知市	(旧土佐山村) 8～11, 30, 32	140	
	香南市	(旧野市町) 4～6, 9, 10	78	
	香美市	(旧土佐山田町) 21, 50～53	892	
	計		1,110	
県立自然公園第三種特別地域	高知市	(旧高知市) 3	362	
	香美市	(旧物部村) 64	417	
	計		779	
県立自然公園普通地域	高知市	(旧高知市) 1, 7～12, 15～25, 50～56, 59～94, 104	2,979	
		(旧春野町) 3～6		
		(旧鏡村) 44～45, 47～49, 60～61		
		(旧土佐山村) 6～11, 30, 32		
	香南市	(旧香我美町) 85, 86	414	
		(旧野市町) 4～7, 9～10		
		(旧夜須町) 20～21		
	香美市	(旧土佐山田町) 2～6, 18～27, 39～50, 52～57, 59	9,019	
		(旧香北町) 17, 54～55, 57, 62～64, 66～67, 69～73, 75～78, 80～86, 113		
		(旧物部村) 1～2, 17～19, 21～35, 37～44, 65～66, 78～83, 88～96, 98～121, 124～134, 136～148, 150～152, 154～166, 169～177, 181～182, 184～188, 210		
		計		

(2) 保安林その他制限林の施業方法

森林法及びその他の法令で立木伐採の制限を受けている森林の施業方法は、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限林の目標達成に支障を及ぼさない範囲で森林の生産力の向上を図ることを旨として、その種類ごとの施業方法について、一般的事項を次のとおり定めます。

種類	施業方法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で、伐採の方法を制限しなければ、土砂が崩壊・流出するおそれがあると認められるもの及び伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一箇所当たりの面積の限度は、20 ha以下とする。</p>
土砂流出防 備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあるものと認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林については、択伐とする。</p> <p>4 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一箇所当たりの面積の限度は、10 ha以下とする。</p>
土砂崩壊防 備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあるものと認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐とする。</p>
防風保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅が概ね20m未満のものをいう。）、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。 その程度が特に著しいと認められるもの（林帯について、その幅が概ね10m未満のものをいう。）にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
水害・潮害 防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐とする。</p>
干害防備保 安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに急傾斜地等の森林で伐採の方法を制限しなければ土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とする。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>

種類	施業方法
魚つき保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 魚つきの目的に係る海洋・湖沼等に面していない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。
航行目標保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。
風致保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 風致の保存のために特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
国定公園第二種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 主伐の方法は、択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐することができる。 2 国定公園計画に基づく車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 4 択伐率は、用材林においては現在の蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2 ha以内とする。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
国定公園第三種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。
県立自然公園第一種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 立木の伐採を禁止する。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。 2 単木択伐は、次により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えた樹齢以上とする。 イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とする。

種類	施業方法
県立自然公園第二種特別地域	<p>1 主伐の方法は、択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐することができる。</p> <p>2 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。</p> <p>3 択伐率は、用材林においては現在の蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>4 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2 ha以内とする。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
県立自然公園第三種特別地域	<p>1 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。</p>
史跡名勝天然記念物に係る森林	<p>1 現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所管官庁の許可を受けなければならない。</p>

2 その他必要な事項

該当なし。